平成２５年（フ）第４０号
松江市内中原町209番地４
破産者　相見　利夫
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
香川県善通寺市金蔵寺町1229番地14
破産者　朝山　英一
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第６７号
愛媛県松山市東方町甲2324番地２
破産者　村上　義継
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
東京都三鷹市下連雀３丁目43番32―304号、開始決定時の住所長崎県長崎市赤迫３丁目５番１―401号
破産者　辻村シズ子
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
宮崎市祇園１丁目120番地２　トモコーポ303号
破産者　千代森道明
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６３号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅11棟８号
破産者　一木　秀時
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９８９号
福岡県古賀市花見東６丁目２番３―302号
破産者　山口　達己
１　決定年月日　平成25年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１号
山形県米沢市御廟２丁目７番13号
破産者　麺屋天下こと　村橋　正彦
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３７号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王1795番地
破産者　海老名哲哉
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３８号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王1795番地
破産者　海老名哲夫
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２４９３号
福岡市中央区平尾４丁目10番10―101号
破産者　今村　宏明（旧姓畑）
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４号
福岡市南区塩原２丁目２番23号
破産者　梶　　誠
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１３号
仙台市青葉区一番町２丁目８番９号、住民票上の住所宮城県名取市閖上４丁目１番５号
破産者　伊東　文雄
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
埼玉県春日部市南３丁目10番23号、開始決定時の住所埼玉県草加市谷塚上町431番地３
破産者　笠野　　豊
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地2132番地９
破産者　金子　　努
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス
破産者　岡安　一男
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
山梨県中央市下河東948番地　ハイツ中楯１号室
破産者　土肥　京子
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
愛知県一宮市光明寺字神明前89番地、開始決定時の住所愛知県一宮市笹野字宮西北69番地
破産者　近藤美智雄
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１９号
青森県弘前市大字浜の町西３丁目３番地６
破産者　佐藤　　登
１　決定年月日　平成25年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部